

## 富山県訪問看護ステーション暴力・ハラスメント対策事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、訪問看護師等への利用者及び家族からの暴力・ハラスメント対策を推進するため、予算の範囲内で富山県訪問看護ステーション暴力・ハラスメント対策事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、富山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び富山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱細則（以下「交付要綱細則」という。）に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本事業は、訪問看護ステーション（以下、「事業所」という。）に対し、セキュリティ確保に必要な防犯機器の整備を支援することにより、訪問看護師等が不安なく業務に臨むことができる環境の整備と暴力・ハラスメントを原因とした離職防止を図ることを目的とする。

### (補助金の交付)

第3条 この補助金は、富山県補助金等交付規則第13条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

### (補助対象となる事業所)

第4条 この補助金の補助対象となる事業所は、以下に掲げる事業所とする。

- (1) 富山県内において介護保険サービスを提供する指定訪問看護事業者であること

### (補助対象経費)

第5条 この補助金の補助対象経費、補助基準額及び補助金額は、次の表のとおりとする。

| 補助対象経費                                                                                                 | 補助基準額                                        | 補助金額                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 防犯機器（位置検索機能・緊急呼び出し機能付防犯ブザー、防犯ボタン付き携帯電話など）の初年度整備にかかる次の経費<br>・本体及びACアダプター等充電器の購入費用<br>・レンタルによる初期登録及び加入料金 | 訪問看護師等（訪問業務にあたっている准看護師、リハビリ職員含む）1人につき12,000円 | 対象経費の実支出額と基準額とを比較していずれか低い方の額に1/2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額） |

### (補助対象外経費)

第6条 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付対象外とする。

- (1) 他の補助金の交付を受けている又は受けることを予定しているもの
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) 位置検索機能・緊急呼び出し機能のない防犯ブザー、または防犯ボタンのついていない携帯電話及びスマートフォン
- (4) 基本料金及び月額料金、オペレーター対応、かけつけ料金等のランニングコスト
- (5) レンタル時の紛失、破損等による負担金

- (6) 画面保護フィルムやストラップなどのアクセサリ類
- (7) その他事業の目的に照らし適当と認められないもの

(事業実施計画)

第7条 交付要綱第4条の規定による実施計画書の提出にあたっては、事業計画書（交付要綱様式第2号）を添えなければならない。

(交付の申請)

第8条 交付要綱第5条に規定する補助金の交付申請書の様式等は次の表のとおりとする。

| 書類                                       | 様式                                             | 部数 | 提出期限    |
|------------------------------------------|------------------------------------------------|----|---------|
| ・ 交付申請書<br>・ 実施計画書<br>・ 事業計画書<br>・ 収支予算書 | 規則様式第1号<br>交付要綱様式第1号<br>交付要綱様式第2号<br>交付要綱様式第3号 | 1部 | 別に定める期日 |

(交付の決定)

第9条 前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、予算の範囲内において当該申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(軽微な変更)

第10条 交付要綱第7条第1号に掲げる軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 事業の内容を著しく変更すること
- (2) やむを得ない事由以外の事由により補助金額を20パーセント以上変更すること

(実績報告書)

第11条 交付要綱第10条に規定する実績報告書及び実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

| 書類                              | 様式                                     | 部数 | 提出期限    |
|---------------------------------|----------------------------------------|----|---------|
| ・ 事業実績報告書<br>・ 事業実績書<br>・ 収支予算書 | 交付要綱様式第16号<br>交付要綱様式第17号<br>交付要綱様式第18号 | 1部 | 別に定める期日 |

(その他)

第12条 初年度整備事業であり、増員があった場合を除き翌年度以降は交付申請は受け付けない。

附則（令和7年9月16日）

この要綱は、令和7年度の補助金から適用する。